第６次熊本県男女共同参画計画（案）の概要

資料２－１

第１章　第６次計画策定の趣旨

令和７年度末の第５次計画の終了に伴い、これまでの成果と課題、新たな動き等を踏まえ、更なる男女共同参画社会づくりを推進するため、第６次計画を策定する。

第２章　第５次計画の成果と課題

県民の男女共同参画意識は着実に向上している一方、女性の社会参画が一般化し、男女共同参画に対する意識が高まるにつれて、社会通念・慣習・しきたりの変革の遅れが顕在化。性別にかかわらず個性や能力を発揮できる社会の実現が課題。

第３章　男女共同参画社会実現に向けた新たな動き

【第５次計画策定後の国の動き】
- 女性活躍推進法の改正・延長及び関連する法律・制度の整備の促進
- 育児・介護休業法の改正施行、困難女性支援法の施行

【第５次計画策定後の県の動き】
- 「くまもと新時代共創基本方針」及び「くまもと新時代共創総合戦略」の策定
- 「熊本県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」の策定
- 「こどもまんなか熊本・実現計画」の策定

第４章　第６次計画の基本的な考え方

【位置付け】
- 男女共同参画社会基本法第14条及び熊本県男女共同参画推進条例第15条に基づき、国の第６次男女共同参画基本計画を踏まえて策定するもの。
- 女性活躍推進法第６条に基づく都道府県推進計画を統合し、本計画を同法に基づく推進計画としても位置付ける。

【計画期間】　令和８年４月から令和13年３月まで（５年間）

【基本目標】　「そういうもんだ」はもう終わり。楽しく自分スタイルで輝ける熊本へ（キャッチフレーズ）

第５章　基本方針と施策の方向

【基本方針１】多様な幸せ（well-being）の実現に向けた価値観の醸成

＜施策の方向＞
（１）ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現
（２）あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
（３）女性の所得向上と経済的自立の実現
（４）農林畜水産業における男女共同参画の推進
（５）生涯を通じた健康への支援
（６）ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実
（７）男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
（８）防災・復興における男女共同参画の推進

【基本方針２】自分らしく生きられる社会環境の整備・充実

＜施策の方向＞
（１）地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進
（２）男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
（３）教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進

【基本方針３】計画推進のための体制の整備・強化

＜施策の方向＞
（１）県・市町村の推進体制の強化、国との連携
（２）企業や各種団体等との連携